

第 98 回女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 31 年 1 月 21 日・中央合同庁舎）Paper

アメリカのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度

平成国際大学名誉教授 山崎文夫

はじめに

一 1964 年公民権法第 7 編判例の展開

二 1964 年公民権法第 7 編の注意点

おわりに

はじめに

私は、わが国の労働法のほかにフランス労働法の研究をしています。1992 年フランス刑法典のセクシュアル・ハラスメント罪及び関連労働法典規定に興味を持ちました。

フランスのセクシュアル・ハラスメント罪制定に関わる議論は、アメリカ合衆国の議論を強く意識したものです。セクシュアル・ハラスメントという言葉は、1970 年代にアメリカのフェミニストが考案したものであり、その後、連邦下級審判例やキャサリン・マッキノン教授らの学説等により法理が形成され、1986 年ヴァインソン事件連邦最高裁判決により、セクシュアル・ハラスメントが 1964 年公民権法第 7 編の禁止する性差別に当たるとの判断が下されていたからです。わが国では、この判決に関わる研究業績はありましたが、その後の展開に関する業績が少なかったため、私は、この問題の理解を深めるために、アメリカ法を研究しました。

この研究の中で、フランスではセクシュアル・ハラスメントを人格権や人の尊厳侵害ととらえる人格権アプローチをとっていますが、主として性差別ととらえるアメリカやイギリス（1986 年以来 1975 年性差別禁止法判例展開）の性差別アプローチとの間に法的アプローチの違いがあることがわかりました¹。また、アメリカでは harassment と stalking を区別する傾向がありますが、イギリスでは、ストーキングはハラスメントが最も深刻に現れるものと考えられており²、フランスでは、英語の stalking はフランス語の harcelemnt に当たり、ハラスメントはストーカー行為を含むものであることなど、概念の違いがあることもわかりました。

なお、昨年 7 月の第 94 回本専門調査会の後、フランスの性的及び性差別的暴力に対する闘争を強化する 2018 年 8 月 3 日の法律が成立し、ストリート・ハラスメント（痴漢）を処罰する性差別的侮辱罪が新設されましたが（職場にも適用）、刑法典 222-33 条のセクシュアル・ハラスメント罪に、政府提出法案にない性差別的(sexiste)との文言が法律成立直前に加えられ、「セクシュアル・ハラスメントとは……性的又は性差別的性質を有する言葉又は行動を反復的に押し付ける行為をいう。」とされました。しかし、同法については、性差別的との文言を含めて、犯罪の構成要素が不明確で罪刑法定主義に反する憲法違反で無効との学説の批判があり、憲法院提訴はまだありませんが、2011 年（近親相姦）、2012 年（セクシュアル・ハラスメント罪）と 2 度違憲判決がありますので³、その評価は慎重を要します（文末【参考資料】ベルギー法の性差別定義規定参照）。アメリカでは、セクシュアル・ハラスメントは公民権法第 7 編の性差別に当たるが性欲に関わる問題であるとの見解が有力であり、ジェンダー・ハラスメントは環境型ハラスメントと認められています。判例は十分に展開されていないことも指摘しておきます⁴。

一 1964 年公民権法第 7 編判例の展開

¹ 拙著①『改訂版セクシュアル・ハラスメントの法理』労働法令（2004 年）18 頁以下。

² 前掲拙著①152 頁以下。

³ 拙稿①「フランスのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度 2018」国士館法学 51 号（近刊）。

⁴ 拙著②『セクシュアル・ハラスメント法理の諸展開』信山社（2013 年）56 頁以下。

アメリカ合衆国では、差別とは、人種、年齢、性、国籍、宗教又は障害を理由として、あるクラス（共通の特徴を持つ人の集団）に特権を付与し又は特権を拒絶する法律又は所定行為の効果をいいます。公民権法第7編は、これらの事由のうち、人種、皮膚の色、宗教、性又は出身国を理由とする雇用差別を禁止し、義務主体である使用者の民事責任を問うものです。

1964年公民権法第7編703条(42 U.S.C. § 2000e-2(a))は、「違法な雇用行為／(a)次に掲げることは違法な雇用行為である。／(1)個人の人種、皮膚の色、宗教、性又は出身国を理由として、個人を雇用しないこと、雇用を拒絶すること若しくは解雇すること、又は報酬、雇用条件若しくは雇用上の権利に関して個人を差別すること。／(2)個人の人種、皮膚の色、宗教、性又は出身国を理由として、個人から雇用の機会を奪う若しくは奪う効果を有する方法又は被用者としての地位に不利な影響を及ぼす方法により、その被用者又は雇用の応募者を制限し、差別し、区別すること。」と規定していますが、セクシュアル・ハラスメントを性差別として明文で禁止するものではありません。セクシュアル・ハラスメントが性差別に当たること、対価型と環境型の二つの類型があることは、この条文を解釈する判例、EEOC（雇用機会均等委員会・同法履行執行強制機関）のガイドライン（1980年、1990年）、学説により形成されたものです。

重要な判決のひとつである1977年バーネス事件コロンビア特別区連邦巡回裁判所判決(Barnes v. Costle, 561 F. 2d 983(D.C. Cir.1977))は、「当裁判所は、この事実は対価型セクシュアル・ハラスメントにより第7編の性差別に当たると思慮する。本件控訴について論じられるべき中心問題は、原告バーネスの主張する状況において、差別は、法律問題として性に基づくものであるか否かということである。当裁判所は、それは明白であると思慮する。バーネス主張の事実によれば、同人の職の保持は、性的関係に服すること～監督者が男性には求めなかったもの～にかかっていた。連邦地方裁判所は、しかしながら、バーネスの訴えを、結局、『同人が女性であるがゆえにではなく、同人がその監督者と性的関係を持つことを拒絶したがゆえに差別された』旨の訴えに過ぎないと思慮した。当裁判所は、このような状況分析を承認することはできない。女性でなければバーネスの性行為への参加は求められなかったと思慮する。それゆえ、同人は同人が単に求めを拒絶したがゆえに雇用上の不利益を受けたと言うことは、同人が保護局の職員職制において要求者に従属する女性であるがゆえに求められたという事実評価を無視することになる。」としています。

環境型セクシュアル・ハラスメントを公民権法第7編の性差別と認めた1986年ヴィンソン事件連邦最高裁判決(Meritor Saving Bank v. Vinson, 477 U.S.57(1986))は、「監督者が部下の性のゆえに部下に性的にハラスメントするとき、監督者が性に基づいて差別することに疑いはない。……〔EEOC〕ガイドラインは、性的不行跡が不合理に個人の職務遂行を妨げるか、脅迫的、敵対的又は不快な職場環境を創り出す目的又は効果を有するとき……かかる行為は禁止されるセクシュアル・ハラスメントを構成すると規定する。裁判所は……この原則を人種、宗教、出身国……に基づくハラスメントに適用してきた。第7編は、差別的セクシュアル・ハラスメントによる敵対的環境が同様に禁止されるべきでないとし唆していない。それゆえ、ガイドラインは、既存の判例法……と一致する」と判示しています。ただし、この判決は、環境型「セクシュアル・ハラスメントが提訴できるためには、それが被害者の雇用条件を変更し、かつ、濫用的な職場環境を創り出すに十分重大又は蔓延的でなければならない」としています。これは、黒人の机の上に絞首の縄を置くなどの人種に基づく環境型ハラスメントを、公民権法第7編703条(a)項(1)にいう「雇用条件若しくは雇用上の権利に関して個人を差別すること」に当たるとする下級審判例及びEEOCガイドラインの判断を踏襲したものです。

ヴィンソン事件判決により、セクシュアル・ハラスメントが公民権法第7編の性差別に当たるとは、法的に確定しましたが、連邦最高裁は、その後も判決を下しています¹。

¹ 前掲拙著②168頁以下。

1993年のハリス対フォークリフト・システムズ事件連邦最高裁判決(Harris v. Forklift Systems, Inc., 114 S.Ct.367, 126 L.Ed.2d 295,63E.E.P.Cases225(1993))は、ヴィンソン事件判決のいう濫用的な職場環境を判断する基準は、合理的人間の認識が基準となると判示して、合理的人間基準(わが国では一般人、平均人)を採用し、フェミニストの主張する合理的女性基準を否定しています¹。

1998年のオンクル事件連邦最高裁判決(Oncale v. Sundowner Offshore Services, Inc., 118S.Ct.998(1998))は、男性間の事案につき男性被害者及び同性間のセクシュアル・ハラスメントも公民権法の性差別に当たるとしています²。

1998年のバーリントン・インダストリー事件連邦最高裁判決(Burlington Industries, Inc. v. Ellerth, 118 S.Ct. 2257(1998))及びファラガー事件連邦最高裁判決(Faragher v. City of Boca Raton, 118S.Ct.2275(1998))は、公民権法第7編の目的はセクシュアル・ハラスメント防止にあり、使用者の対応促進にあることを明らかにして、使用者がセクシュアル・ハラスメント禁止ポリシーの策定及び効果的な苦情処理手続創設等の措置をとることは、使用者の免責抗弁になると判示して、企業内のセクシュアル・ハラスメント防止を推進する判断を示しています³。

アメリカでは、フランスやイギリスとは異なり、セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働安全衛生委員会等の従業員代表制度活用の議論は弱いのですが、企業内防止を推進する方向は、フランス、イギリス、わが国と同じです⁴。

1998年のピザハット事件第10連邦巡回裁判所判決(Rena Lockard v. Pizza Hut, Inc., A&M Food Services, Inc., 162 F. 3d 1062(10th Cir. 1998))は、女性従業員Xが男性客からセクシュアル・ハラスメントを受けた第三者ハラスメント(third party harassment)について、Xがマネジャーに被害「を伝えるや、使用者の適切かつ迅速に対応する義務は発生する。……マネジャーは、ピザハット・ポリシー・マニュアルで示されたガイドラインに従わず……Xに二人の顧客を給仕するよう命じた。マネジャーは、男性ウェイターに給仕させ、自ら給仕し又は彼らに退店を求めることにより、かかる事態を避ける手段と権限を有していたことが明らかであるにも関わらず、Xを濫用的かつ潜在的に危険な状況に置いた」とし、ピザハット・フランチャイジー企業に、環境型セクシュアル・ハラスメントにつき公民権法第7編違反の責任があるとしています。連邦最高裁は、この判決を是認しています⁵。

2009年のクロフォード事件連邦最高裁判決(Crawford v. Metropolitan Government of Nashville and Davidson County, Tennessee, 555U.S.__,129S.Ct.846(2009))は、公民権法第7編の報復(retaliation)禁止規定 § 2000e-3(a) (「その他の雇用行為／(a) 執行手続を申立て、証言し、援助し又は参加したことを理由とする差別／被用者……に対して、その者がこの章で違法な雇用行為とされる行為に反対したことを理由として、又はこの章の下で、調査、手続若しくは聴聞に、申立てし、証言し、援助し若しくは参加したことを理由として差別することは、使用者の違法な雇用行為である。」)に関して、公民権法に基づくEEOCへの申立て等正規の手続だけでなく、企業内苦情処理手続への申立てや、苦情処理手続に関わる内部調査に応じてセクシュアル・ハラスメント被害を証言した者も報復禁止規定の保護を受けると判示し、被害者等の保護を強化しています⁶。

¹ 前掲拙著①186頁以下。

² 前掲拙著①179頁以下。

³ 前掲拙著①449頁以下。

⁴ 拙稿「フランスのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度」第94回女性に対する暴力に関する専門調査会配布資料1、拙稿「イギリス労働組合会議とセクシュアル・ハラスメント防止」平成法政研究23巻1号(2018年)1頁以下、男女雇用機会均等法11条。

⁵ 前掲拙著①185頁以下参照。イビデン事件(最一小判平30・2・15裁判所時報1694号1頁)は、取引先従業員による第三者ハラスメント事案について、使用者は、雇用契約上の付随義務として、就業環境に関して労働者からの相談に応じて適切に対応すべき義務を負うとする原審判断を是認している。拙稿「判批」労働法律旬報1919号(2018年)22頁以下参照。

⁶ 前掲拙著②168頁以下。

以上が、アメリカの判例の展開ですが、連邦最高裁は、セクシュアル・ハラスメントについて、いたずらに男女の対立をあおるのではなく、企業内のセクシュアル・ハラスメント防止や被害者保護を図る立場であることをご理解いただきたいと思います。

二 1964年公民権法第7編の注意点

① 公民権法第7編と労働法、刑事法、不法行為

アメリカでは、セクシュアル・ハラスメントが主として公民権法第7編の問題として論じられてきましたが、それには、解雇自由が原則で労働法による被害者保護が望めないうえに、刑事法や民事の不法行為も使い勝手が悪いという事情があります。すなわち、刑事法の性犯罪規定は州法の管轄であり、性犯罪の暴行要件の緩和が進んでいる州が少数であるという事情があることなどにより、加害者への刑事責任追及が限られることがあります。不法行為制度も、わが国の民法709条「故意又は過失によって他人の権利又は利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」のような抽象的規定を各種事案に柔軟に適用するものではなく、不法な身体接触(assault and battery)等の個別不法行為類型がコモンロー(不文法)で定められており、セクシュアル・ハラスメントという不法行為類型が存在しないなど不法行為類型に制約があり、加害者への民事責任追及が限られる事情があります。ただしアメリカでも、加害行為の態様や救済等を考慮して、公民権法第7編、刑事法及び不法行為が選択的に用いられています¹。

② 公民権法第7編の使用者責任と適用範囲

公民権法第7編は、違反する使用者の民事責任を追及する法律です。加害者個人の民事責任を追及することはできず、個人責任追及のためには刑事法や不法行為が用いられます²。

セクシュアル・ハラスメントは、職場以外の様々な分野でも生じています。公民権法第7編は、職場のセクシュアル・ハラスメントを規制するものです。職場以外のセクシュアル・ハラスメントを規制するためには、1972年教育修正公民権法第9編、1974年公正住宅法、不法行為、刑事法等が用いられています³。

③ 公民権法第7編と懲罰的損害賠償

公民権法第7編は、元々、解雇された被害者の復職命令等の救済(エクイティー)しか定めておりませんでした。填補損害賠償や懲罰的損害賠償(コモンロー)は、1991年公民権法により、意図的な差別や違法なハラスメントに適切な救済を与えるために導入されたものです(上限30万ドル)。公民権法第7編のような差別禁止法を制定すれば、損害賠償が当然に認められるものではありません。特に、裁判官の裁量による懲罰的損害賠償は、法における制裁機能と損害填補機能の分化が必ずしも徹底していない英米法に特徴的な制度です。填補損害賠償を採用するわが国のような大陸法系の国には、導入が難しい面があります⁴。

④ 公民権法第7編の救済手続・執行機関

公民権法第7編の救済を受けるためには、被害者が裁判所に提訴する前に、同法の履行執行強制機関であるEEOCの救済手続を経なければなりません。EEOCは、調査のうえ、協議、説得等の方法により使用者が違法な雇用行為を除去するよう努める権限を有しますが、調停が成立しない場合、EEOC又は被害者が裁判所に提訴することができるにすぎません。公民

¹ 前掲拙著①171頁以下、205頁以下。

² 前掲拙著①182頁以下。

³ Stephen Morewitz, *Sexual Harassment and Social Change in American Society*, Austin & Winfield, 1996, pp. 325 et s.

⁴ 前掲拙著①182頁以下。cf.第12回労働政策審議会雇用環境・均等分科会〔資料2〕「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について(報告書案)」II(1)。

権法第7編のような差別禁止法を制定するときは、執行機関設置の有無（イギリス2010年平等法は特定の執行機関を置かず）、同機関の権限等も問題となります。

⑤ セクシュアル・ハラスメントと性差別

セクシュアル・ハラスメントが性差別に当たることは、公民権法第7編に関わる判例法理により確立した観念ですが、アメリカ法特有の言い回しがあり、その理由をわが国国民に広く理解してもらうことは現状では難しい面があります。フランスでは、ハラスメントを差別とみなす観念がもともと存在せず、現在でも差別に関わらないハラスメントが存在するとの理解が根強く存在します。同じ大陸法系であるわが国でも、ハラスメントを差別とみなす観念はもともと存在せず、セクシュアル・ハラスメントが性差別に当たることは自明のことではありません¹。この問題は、立法に際して最も困難な問題かもしれません。

おわりに

わが国で公民権法第7編のような懲罰的損害賠償という民事制裁を備えた差別禁止法を制定するためには、以上に述べましたこと等を考慮すれば、検討すべき課題は多いと思います。セクシュアル・ハラスメントについては、法的責任を追及するために、差別禁止法による性差別アプローチと不法行為や刑事法による人格権アプローチがありますが、二つのアプローチは排他的ではありません。また、このいずれのアプローチを採用するかということとは別に、アメリカを除く、フランス、イギリス、ドイツ、わが国等の先進国では、労働法による被害者保護やセクシュアル・ハラスメント防止が図られています。アメリカでは、40年以上、フランス、イギリス、わが国では30年以上かけて法理形成が行われていますが、各国とも、独自の法制度を形成しています。わが国では、性差別アプローチにこだわらず、可能なところから法整備を行う必要があると思います。職場以外のセクシュアル・ハラスメントについては、刑事法や不法行為等の民事法の整備が必要です。

なお、昨年7月の私の報告を補うものですが、フランス、ドイツ等刑法典等によりセクシュアル・ハラスメント罪を規定する国については、【参考資料】をご覧ください。

【参考資料】刑法典等でセクシュアル・ハラスメント罪を規定する国

① フランス

刑法典セクシュアル・ハラスメント罪（1992年）²

② スイス

「スイス刑法198条（性的行為に遭遇したことによる不快）予想していない人の前で性的行為を行うことにより蟹蹙を引き起こした者、又は性的接触若しくは卑猥な言葉により人を悩ませた者は、告訴に基づき、罰金に処する。」〔1992年〕³

③ スペイン

「刑法典184条（セクシュアル・ハラスメント）(1) 継続的若しくは通常の労働関係、教育又はサービス提供関係において、自ら又は第三者のために性的性質を有する好意を求め、かかる行為により、被害者に客観的かつ重大に脅迫的、敵対的又は屈辱的環境もたらす者は、セクシュアル・ハラスメントで有罪と宣告され、3月以上5月以下の拘禁又は6月分以上10月分以下の罰金に処する。(2) 労働、教育若しくは階級的優越の状況を利用し又は人がかかる関係において有する正当な期待に関して明示的若しくは黙示的に被害者に害を与えることを予告して、かかる行

¹ 前掲拙著②81頁以下。

² 拙稿「フランスのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度」第94回女性に対する暴力に関する専門調査会配布資料1。

³ 深町晋也「スイス刑法における性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号（2015年）116頁以下。

為によりセクシュアル・ハラスメントで有罪とされた者は、5月以上7月以下の拘禁又は10月分以上14月分以下の罰金に処する。(3) 被害者が年齢、疾病その他の状況により特に脆弱なとき、第(1)項に規定する事案について、刑罰は、5月以上7月以下の拘禁又は10月分以上14月分以下の罰金に処し、第(2)項に規定する事案については、6月以上1年以下の拘禁に処する。」

〔1995年〕

④ イギリス

「ハラスメントからの保護法1条(ハラスメントの禁止)(1) 何人も次に掲げる一連の行為を行ってはならない。(a)他人に対するハラスメントとなるもので、かつ、(b)他人に対するハラスメントとなると人が知る又は知るべきところのもの。……(2) 本条又は2条A(2)(c)〔ストーキング罪〕の目的に関して、同じ情報を有する合理的人間が当該一連の行為が他人に対するハラスメントとなる又はハラスメントに関わると考えるとき、一連の行為に関わる人は、それが他人に対するハラスメントとなることを知っているものとみなす。

2条(ハラスメント罪)1条(1)項又は1条Aに違反する一連の行為を行う人は、罪を犯す。」(6月以下の拘禁及び罰金。同法は、ストーキング、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを規制)〔1997年〕¹。

⑤ トルコ

「刑法典105条(セクシュアル・ハラスメント)(1) 人が他の人からセクシュアル・ハラスメントを受けたとき、行為者を3月以上2年以下の拘禁又は罰金に処する。セクシュアル・ハラスメントが児童に対してなされたとき、被害者の告訴に基づき、6月以上3年以下の拘禁に処する。(2) 次に掲げるとき、前項に掲げる刑は50%増しとする。被害者が離職、退学又は離縁を余儀なくされたとき拘禁は1年を下回ってはならない。(a)公職若しくは雇用関係に基づく不当な影響力によるとき、又は家族内関係の有利な地位を用いるとき。(b)被害者の後見人、家庭教師、教師、養護者、里親、健康管理サービス提供者その他のその者を保護し世話をし若しくは監督する義務を負う者によるとき。(c)被害者と同じ職場で働く上での有利な立場を用いるとき。(d)メールその他の電磁的伝達手段を用いるとき。(e)露出行為によるとき。」〔2004年〕

⑥ ギリシャ

「刑法典337条(6) 被害者の職務上の地位を利用して性的にハラスメントする者は、3年以下の拘禁及び1,000ユーロ以上の罰金に処する。」〔2006年〕

⑦ 台湾

「性騷擾防治法25条(1)性騷擾の意図のもとに、他人が拒否できないことに乗じて、接吻、抱擁又は臀部、胸部その他の私的部分に接触した者は、2年以下の有期徒刑若しくは拘留又は10万元以下の罰金の一以上に処する。(2) 前項の犯罪は、告訴をもって訴追される。」〔2006年〕²

⑧ アイスランド

「刑法典199条(セクシュアル・ハラスメント)セクシュアル・ハラスメントで有罪とされた者は、2年以下の拘禁に処する。本条にいうセクシュアル・ハラスメントとは、とりわけ、衣類の下若しくは上から他人の生殖器若しくは胸を撫で、指で触り若しくは探ること、及び反復的若しくは恐怖を引き起こす性質を有する著しく不快なわいせつな行動又は言葉をいう。」〔2007年〕

⑨ ルーマニア

「刑法典223条(セクシュアル・ハラスメント)(1) 雇用関係又は類似の関係の一部として性的好意を反復的に懇願する行為は、被害者がこれにより脅迫され又は屈辱的状况に置かれたとき、3月以上1年以下の拘禁又は罰金に処する。(2) 起訴は、被害者の告訴をもってなされる。」〔2009年〕

⑩ ベルギー

「社会刑法典122条 労働者の福祉に関する1996年8月4日の法律に違反して、業務遂行中又は停止中に、次に掲げる行為をした使用者、被用者又は代表者は、第3級制裁に処する〔100ユ

¹ 前掲拙著①149頁以下。

² 前掲拙著②223頁以下。

一〇以上 1,000 ユーロ以下の罰金)。……(4) 危険に影響がある場合に、職場における暴行、モラル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメント行為を止めさせるために適切な措置をとらなかったこと。……(4)号……に規定する違犯は、労働者に健康不安又は労働災害を引き起こしたときは、第 4 級制裁に処する〔6 月以上 3 年以下の拘禁及び 300 ユーロ以上 3,000 ユーロ以下の罰金。使用者、被用者、代表者がセクシュアル・ハラスメント行為者であるときを含む〕。〕

〔2011 年〕

「労働者の福祉に関する 1996 年 8 月 4 日の法律 32 条の 2 使用者及び労働者並びに 2 条 1 項により労働者とみなされる人、及び 2 条 1 項により労働者とみなされる人以外の人で職務遂行に際して労働者と接触する人は、職場で暴行、モラル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントを行わない義務を負う。

32 条の 3 この法律の適用に関して……(3) セクシュアル・ハラスメントとは、人の尊厳を侵害する又は脅迫的、敵対的、屈辱的若しくは不快な環境を創り出す目的又は効果を有する、性的性質を有する望まれない言語的、非言語的又は身体的行動をいう。」

#2014 年性差別的侮辱罪

「公共空間における性差別に対する闘争等を目的とする 2014 年 5 月 22 日の法律 2 条 この法律の適用に関して、性差別(sexisme)とは、刑法典 444 条の規定する状況において、性的所属を理由として人に対する侮辱を表明する目的を有することが明らかな、又は性的所属を理由としてその性的意義に関して本質的に劣位な若しくは貧弱なものとなすことが明らかな身振りその他の行動で、かつ、その尊厳を重大に侵害するものをいう。 3 条 2 条に規定する行動は、1 月以上 1 年以下の拘禁及び 50 ユーロ以上 1,000 ユーロの罰金又はそのいずれかに処する。」

「刑法典 444 条 集会若しくは公共の場所において、ある数の人々に集い若しくは通う権利が開かれた公共の場所でない場所で複数の個人が存在する前において、侮辱された人及び証人がいる場所において、印刷の有無を問わない書面、表示され販売され販売中の若しくは公衆の視線に触れる画像若しくは象徴物により、又は複数の人に送付若しくは閲覧され公開されていない書面により、非難が行われたとき、有罪とされた者は、8 日以上 1 年以下の拘禁及び 26 ユーロ以上 200 ユーロ以下の罰金に処する。」

*女性に対する暴力及びDVの防止及び取組みに関する条約 (EU イスタンブール条約) 「40 条 (セクシュアル・ハラスメント) 締約国は、人の尊厳を侵害する目的又は効果を有する性的性質を有する、望まれない、言語的、非言語的又は身体的行為が、とくに、脅迫的、敵対的、下劣的又は不快な環境を創り出すことが、刑事その他の制裁に服することを確保するために必要な立法その他の措置をとるものとする。」〔2011 年〕

⑪ オーストリア

「刑法典 218 条 (セクシュアル・ハラスメント及び公然性的行為) (1) 人に対して又は人の前で、理由ある不快感を催す状況の下、性的行為を行い、もってハラスメントをした者は、その行為が他の規定に基づいて、より重く処罰されないときは、6 月以下の自由刑又は 360 日以下の日数の罰金に処する。 (1)a 他人の性的領域に分類される身体的部分に強く接触し、もってその尊厳を害した者も、(1)項に基づいて処罰される。 (2) 直接的な認識により理由ある不快感を催す状況の下、公然と性的行為を行った者は、(1)項と同じ刑に処する。 (3) (1)項及び(1)項 a は、被害者の告訴をまって初めて行為者を訴追できる。」〔(1)項 a ・2015 年〕¹

⑫ ポルトガル

「刑法典 170 条 (セクシュアル・ハラスメント) 人の前で露出行為をし、性的申出をし又は性的性質を有する接触により人を困惑させて人にハラスメントする者は、1 年以下の拘禁又は 120 ユーロ以下の罰金に処する。ただし、他の法規定によりより重い刑に処せられるときは、この限りではない。」〔2015 年〕

¹ 深町晋也「オーストリア刑法における性犯罪規定」立教法務研究 (2016 年) 60 頁以下。

「労働法典 29 条 (ハラスメント) (1) ハラスメント行為を禁止する。 (2) ハラスメントとは、人を妨害し若しくは強制し、その尊厳を侵害し、又は脅迫的、敵対的、下劣的、屈辱的若しくは不安な環境を創り出す目的又は効果を有する、雇用へのアクセスの際、業務中又は職業教育中の望まれない言動で、かつ差別要因に基づくものをいう。 (3) セクシュアル・ハラスメントとは、前項に規定する目的又は効果を有する性的性質を有する言語的、非言語的又は身体的形態による望まれない言動をいう。 (4) ハラスメント行為は、前条の規定を適用し、被害者に損害賠償請求権を与える。 (5) ハラスメント行為は、非常に重大な違警罪をなす〔罰金〕。ただし、法律に規定する刑事責任を妨げるものではない。」〔2008 年〕

⑬ リトアニア

「刑法典 152 条 (セクシュアル・ハラスメント) (1) 性的接触又は性的満足を求めて、職務上下位の人にハラスメントする者は、軽罪を犯し、罰金又は自由制限若しくは拘束に処する。 (2) 本条(1)項に規定する行為は、被害者の告訴若しくはその法定代理人の申立て又は検察官の申請をもって有罪とされる。」〔2015 年〕

⑭ ドイツ

刑法典セクシュアル・ハラスメント罪 (2016 年) ¹

⑮ アメリカ合衆国各州のハラスメント罪 (卑猥な電話等) ²

「テキサス州刑法典 42.07 条 (ハラスメント) (a) 他人をハラスメントし、いらだたせ、不安にし、ののしり、苦しめ又は困惑させる意思をもって、次に掲げる行為をしたとき、人は、罪を犯す。 (1) コミュニケーションを着手し、かつ、コミュニケーション中に、卑猥なコメント、要求、提案又は申込をするとき。……(b) 本条において……『卑猥な』とは、性交、自慰、クリンギス、フェラチオ若しくは肛門接吻を含む最終的な性行為の明らかに不快な描写、その懇願又は排泄作用の描写を含むことをいう。 (c) 本条の定める犯罪は、B 級軽罪とする〔郡刑務所での 180 日以下の拘禁又は 2,000 ドル以下の罰金〕。」(公共秩序及び良識に対する罪)〔1973 年〕

同種立法：アラバマ州 (1977 年)、アラスカ州 (1978 年)、アリゾナ州 (1977 年)、カリフォルニア州 (1963 年)、コロラド州 (1971 年)、コネチカット州 (1969 年)、デラウェア州 (1953 年)、フロリダ州 (1969 年)、ジョージア州 (1968 年)、アイダホ州 (1980 年)、イリノイ州 (1957 年)、アイオワ州 (1989 年)、カンサス州 (1969 年)、ルイジアナ州 (1954 年)、メイン州 (1975 年)、メリーランド州 (1961 年)、マサチューセッツ州 (1964 年)、ミシガン州 (1969 年)、ミネソタ州 (1963 年)、ミシシッピ州 (1982 年)、ミズーリ州 (1989 年)、モンタナ州 (1973 年)、ネブラスカ州 (1977 年)、ネバダ州 (1967 年)、ニューハンプシャー州 (1971 年)、ニューメキシコ州 (1967 年)、ノースカロライナ州 (1967 年)、オハイオ州 (1974 年)、オクラホマ州 (1969 年)、ペンシルベニア州 (1972 年)、ロードアイランド州 (1956 年)、サウスカロライナ州 (1962 年)、サウスダコタ州 (1967 年)、ユタ州 (1973 年)、バーモント州 (1967 年)、バージニア州 (1950 年)、ワシントン州 (1967 年)、ウエストバージニア州 (1931 年)、ウイスコンシン州 (1991 年)、ワイオミング州 (1982 年)、連邦法〔コロンビア特別区、州際・国際事案〕 (1991 年)。

¹ 井田良「ドイツにおけるセクシャル・ハラスメント罪について」第 97 回女性に対する暴力に関する専門調査会配布資料 3。

² Richard A. Posner and Katharine B. Silbaugh, A Guide to America's Sex Laws, University of Chicago Press, 1996, pp.217 et s.